

「緊急事態宣言」再発出！

1月7日、政府は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき東京と埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象に「緊急事態宣言」の発出を発表しました。期間は1月8日から2月7日までとなります。これにより1都3県の住民には特に20時以降の不要不急の外出自粛が求められ、飲食店には20時までの時短営業が求められています。事業者へはテレワークの徹底が求められ出勤7割程度削減が目指されています。

感染拡大の第3波といわれる現在、JR東日本においても連日感染者が報告されています。東総セでも先日新たな感染が明らかになりました。会社は東京支社危機管理本部指示に基づく対応を求めています。私たちは感染拡大防止に向けて自らが全力で取り組んでいかなければなりません。しかし個人での取り組みだけでは限界があるのも現実です。会社もマニュアルによる指示にとどまることなく、全社員へのPCR検査の実施などの命を守るための取り組みや、設備投資や施策の見直しなどが求められているのではないでしょうか。

本部は1月7日、申15号「新型コロナウイルス感染拡大防止を図り『いのち』『生活』を守るための緊急申し入れ」を行いました。私たちはエッセンシャルワーカーとしての使命を果たすと共に、「いのち」を守り抜く強固な体制を構築するため団体交渉の速やかな実施と提言内容の実施を求めます！

申し入れ項目

1. 東京と埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象に「緊急事態宣言」の発出が検討されていることに踏まえ「いのち」「生活」を守るために首都圏の定期列車の運行については、人の流れ、人と人との接触を抑える社会的使命から減便を実施しない事こと。なお、不要不急の外出自粛による感染拡大防止を図るといふ要請主旨に踏まえ「緊急事態宣言」発令期間中において計画されている臨時列車については運休とすること。
2. 交通インフラを担うJR東日本の使命は、地域の足を守り抜く社会的使命を果たすことであり、エッセンシャルワーカーとしての責務を全うするべく、必要な要員を確保する観点から自宅待機、消毒液や備品等の配布など感染拡大防止対策を継続した実施を徹底すること。
3. 東京と埼玉、千葉、神奈川の1都3県が、人の流れを徹底的に抑える必要があるとして「緊急事態行動」を発出したことに鑑み、コロナ危機を安全第一の職場体制で乗り越えるために、当面の間、人事異動を実施しないこと。
4. JR東日本グループに働く全ての社員へPCR検査を定期的実施し、無症状者の特定と適切な療養措置を講じられる環境整備を図り、新型コロナウイルス感染症拡大防止に全力を期すこと。

以上

全ての仲間とコロナ禍を乗り越えよう！